

# 桐生市議会災害対応指針

## 1 趣旨

この指針は、桐生市議会が災害時において、議会として「市民の生命、財産及び生活」を守ることに資するため、多様な市民ニーズの反映と迅速な意思決定という議会機能を維持するとともに、桐生市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を議会として支援できるように、議会及び議員の対応及び行動基準並びに災害時対応に必要な組織体制等を定めるものとする。

## 2 議会の災害時の対応及び行動基準

- (1) 議長は、市に災害対策本部が設置された場合は、市と連絡を取り、災害状況の把握を行うとともに、議員の安否を確認する。
- (2) 前号の場合において、必要があると認めるときは、議長は、桐生市議会災害対策支援本部（以下「支援本部」という。）を設置することができる。
- (3) 支援本部は、桐生市議会内に設置する。
- (4) 議長は、議員及び市に対して、支援本部の設置を報告する。
- (5) 議長は、市が設置した災害対策本部が廃止された場合は、支援本部を廃止することができる。

## 3 議員の災害時の対応及び行動基準

- (1) 議員は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、自身の安全を確保する。
- (2) 前号の場合、議員は、自身の安否を議長に連絡し、常に連絡が取れる体制を整える。
- (3) 議員は、議長が必要と認める場合は、被災地、避難所等の調査を行うものとする。
- (4) 議員は、議長から支援本部を招集する旨の指示があった場合は、支援本部に集合する。

#### 4 支援本部の構成

- (1) 支援本部は、本部長、副本部長、本部役員及び本部員（以下「構成員」という。）をもって構成する。
- (2) 本部長は、議長をもって充て、支援本部の事務を統括し、本部役員及び本部員を指揮監督する。
- (3) 副本部長は、副議長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (4) 本部役員は、各会派の代表者をもって充て、本部長及び副本部長を補佐するとともに、本部長の命を受け、支援本部の事務に従事する。
- (5) 本部員は、議員（議長、副議長及び各会派の代表者の議員を除く。）をもって充て、本部長の命を受け、支援本部の事務に従事する。

#### 5 支援本部の任務

- (1) 支援本部は、災害対策本部からの災害情報の報告を受け、構成員に情報提供を行うこと。
- (2) 支援本部は、構成員から災害情報を収集した場合は、それを整理し、災害対策本部に提供すること。
- (3) 支援本部は、必要に応じて国、県、市等への要望について協議すること。
- (4) 支援本部は、災害対策本部から緊急の判断を求められた場合は、本部長及び副本部長が協議の上、対処するものとし、その後、本部役員及び本部員に報告すること。
- (5) 支援本部の活動記録は、可能な限り作成すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、本部長が必要と認める事項

#### 附 則

この指針は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。